

設 計 書

森林環境譲与税事業

	課 長		課 長 補 佐		課 長 補 佐		係 長		審 査 者		設 計 者	
年 月 日	令和7年8月 日						工 事 概 要	景観整備				
工 事 番 号	年 第 号							トイレ撤去	1式			
河 川 名 路 線 名								風倒木処理	1式			
施 行 位 置	阿久根市 脇本 地内											
工 事 名	令和7年度森林環境譲与税事業脇本海岸周辺保安林景観整備工事											
工 期	100日間	施 行 方 法		直 営		請 負						
支 出 科 目	年 度	会 計		款		項	目	節				
	区 分		金 額			摘 要						
	設 計 額		円									
其 の 他	脇本海岸において風倒木等により景観が損なわれているため、景観整備のため工事を行うものである。											

費用	金額	備考
事業費	円	
工事費	円	
本工事費	円	工事価格 円 消費税相当額 円
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
換地諸費又は 権利交換諸費		
事務費		
事務雑費		
工事雑費		

本 工 事 内 訳 表

令和7年度森林環境譲与税事業協本海岸周辺保安林景観整備工事

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
本工事費					
トイレ撤去	1.0	式			第1号施工内訳書より
風倒木処理	1.0	式			第2号施工内訳書より
機械運搬費	1.0	式			第3号施工内訳書より
工事費	1.0	式			
諸経費(30%)以内	1.0	式			見積より(100円以下切捨て)
小計					
対象額					
消費税相当額 率 10.0%	10.0	%			
請負工事費					

施 工 内 訳 表

第 2 号内訳表

名称・規格など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
風倒木処理					
機械併用・人力	1200.0	㎡			見積より
枝打ち・集積・積込					
(4tD)運搬処理	8.0	台			〃
木材破砕機					
5.0	5.0	日			〃
小計				0	

施 工 内 訳 表

第 3 号内訳表

名称・規格など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械運搬費					
ブレーカー・チップパー・0.45BH	1.0	式			見積より
小計				0	

特記仕様書

工 事 名 : 令和7年度森林環境譲与税事業協本海岸周辺保安林景観整備工事

路 線 名 :

工 事 場 所 : 阿久根市 協本 地内

第1章 総則

協本海岸景観整備工事の施行にあたっては、「工事請負契約書」及び「設計図書」に準じて、実施する。同仕様書及び対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、協本海岸景観整備を行う工事である。

2 工事概要

この工事の概要は次のとおりである。

- (1) 施工延長 各図面参照
- (2) 主要工事内訳

区 分	規 格	数 量	備 考
トイレ撤去		1.0式	
伐採工		1.0式	

3 工事数量

工事数量は別紙設計図書による。

第3章 現場条件

1 営農との関連

田畑等へ立ち入る場合は、事前に土地所有者及び耕作者の承諾を得た上で立ち入ること。

また、施工方法等について、土地所有者及び耕作者と十分協議し、営農等に支障の無いよう実施すること。

2 騒音・振動対策

施工にあたっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画を立てること。

また、宅地や構造物・墓・ブロック積等に、ヒビ亀裂等が入らないように特に注意して施工するとともに、毎日被害状況を調査すること。

なお、施工が原因で既存の構造物、作物等への被害が生じた場合は、請負者の責任において処理するものとする。

3 既存の建造物

工事施工にあたり、他の建造物・立木等があるときは、監督職員と立ち合いを行い、入念な注意と保護をし、万一これらに損害を与えた場合は、請負者の責任において、直ちに復旧又は補償しなければならない。

4 第三者への指導・協議

工事施工中は、関係の官公署や地元住民から指導や苦情等を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て支持を受けなければならない。

第4章 仮設

1 工事用道路

公道を現場搬入路として使用することとする。

また、一般通行に支障を来さないよう、受注者の責任において安全確保、搬入路の維持管理に努めなければならない。

第5章 工事用地等

1 工事用地等の使用及び返還

受注者において工事用地を第三者から借用の際は、工事完了後地権者等に土地の返還がなされたことが確認できる書類を監督職員に提出するものとする。

2 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

第6章 工事用材料

1 規格及び品質

~~本工事で使用する主要材料の規格及び品質については、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を添付した材料使用承認願を監督職員に提出し、承諾を得なければならず、また、上記の外、監督職員から追加の資料提出を求められた場合は材料の使用までに資料を提出し、承諾を得なければならない。~~

第7章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者等は、共通仕様書第1章第1-10条の1-(1)の資格を有するものでなければならない。

2 施工管理

- (1) 施工管理は森林土木工事施工管理基準による。
- (2) 写真管理は原則としてデジタルカメラを使用するものとする。

第8章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

第9章 現場管理

1 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員参加により月当り半日以上の時間を割当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練として必要な事項

2 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

3 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真・ビデオまたは実施状況報告書等により報告するものとする。

第10章 安全管理

- 1 工事施工の安全を期するため次の法律、規則等を守らなければならない。
 - (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 労働安全衛生規則
 - (4) 火薬類取締法
 - (5) 騒音規制法
 - (6) 振動規制法
 - (7) 水質汚濁防止法
 - (8) 土木工事等施工技術安全指針
- 2 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 工事現場を標示する工事板（工事予告板、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等）は、規定の本数を規定の位置に設置すること。また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理し、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケードを設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 上記のほか、工事施工のための安全対策は「別紙-2 安全管理」による。

第11章 その他

- 1 検査
 - (1) 工事は関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
 - (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者、並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
 - (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械、並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
 - (4) 検査箇所は、受注者の負担で速やかに行わなければならない。

第1条 工事施工のための安全対策

(1) 安全標識

- イ) 立入り禁止の標識
- ロ) 制限速度及び注意の標識
- ハ) 工事予告の標識
- ニ) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚塔、保安灯、回転灯

(2) 安全施設

- イ) 工事現場の囲い、手すり、地すり、(幅木)
 - A) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
 - B) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
 - C) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設
- ロ) 高圧機器の感電防止柵等
 - A) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護柵等
 - B) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設
- ハ) 警報装置等
 - A) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
 - B) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
 - C) その他(トランシーバー、保安灯の電池、赤旗等)
- ニ) 交通安全施設等
 - バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等
- ホ) その他上記に準ずる危険防止施設

(3) 安全管理

- イ) 監視員
 - A) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
 - B) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
 - C) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
 - D) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視
- ロ) 誘導員
 - A) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導
 - B) 一般公道上で作業する場合の誘導
 - C) その他上記に準ずるもの
- ハ) 見張り
 - A) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
 - B) 見通しの悪いところの見張り
 - C) その他上記に準ずるもの
- ニ) 信号手
 - A) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
 - B) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
 - C) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
 - D) その他上記に準ずるもの
- ホ) 安全用品
 - 保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号灯、発煙筒等

第2条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

第3号様式（標準書式第9条第4項関係）

工 事 打 合 簿

発 議 者	<input type="radio"/> 発注者 <input checked="" type="radio"/> 請負者	発 議 年 月 日	令 和 年 月 日
発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
工 事 名			請 負 者 名
(内 容)			
添付図 葉, その他添付図書 受領書1式			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> 変更契約の対象となるので, 別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> 緊急を要するものであるため, 工事打合簿により指示します。 併せて, 変更契約の対象となるので, 別途変更指示書にて通知します。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	令和 年 月 日
	請 負 者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他（ ）	令和 年 月 日

		總 括 監 督 員	監 督 員
		印又は サイン	印又は サイン

現 代 理 人	場 主 技 術 者
印又は サイン	印又は サイン

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本事項	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-14	11-73	—
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与			
		設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与			
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が500万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第4条	—	—
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。 ・ 本工事については、令和〇年4月〇〇日以降に請求することができる。	契約書 第35条	—	—
		・中間前払金を請求することができる。			
	部分払い	・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	—	—
	契約工期	・契約工期は、100日間とする	共通仕様書 11-7-1-21	11-77	○
		・翌年度への繰越予定（〇〇日延長予定）⇒令和〇年〇〇月〇〇日予定			—
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-30	11-82	—
		〇〇日、〇月〇日まで			
	週休2日（試行）	・「週休2日」試行工事（受注者希望型）	共通仕様書 11-7-2-9	11-86	○
	請負代金内訳書及び工事費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	—
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	—
	監理技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	共通仕様書 11-7-1-3	11-69	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額4,000万円以上の工事	共通仕様書 11-7-1-4	11-70	—
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-70	○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件、80,000千円未満など	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	○
	特例管理技術者の配置	・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認めない工事	共通仕様書 11-7-1-18	11-74	—
		・下請合計金額4,500万円以上で、監理技術者の兼任を認める工事			—
中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（当初設計金額3,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-17	3-5 11-73	—	
	・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など） （令和6年7月24日通知 参照）			○	
施工体制台帳	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10	1-8	○	
施工体系図		11-7-1-9,10	11-71		
法定外の労災保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 1-1-1-42	1-31	○	
熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-13	11-73	○	
時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-15	11-73		
	①工事全体で制約				
	②現道上の工種で制約				

	③積算しない				—		
施工箇所所在	・施工箇所が点在する工事の積算方法	共通仕様書 11-7-1-24	11-78	—	—		
	「〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区」						
	一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定						
現場環境改善 (イメージアップ)	・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	—	—		
CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-72	—	—		
地域外労働者確保	・地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について 三島村(全域)、十島村(全域)、口永良部島、加計呂麻島、与路島、請島の工事	共通仕様書 11-7-1-31	11-82	—	—		
国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-83	○	—		
電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	○	—		
県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-7	11-70	○	—		
下請工事管内優先活用	・下請工事における管内(県内)建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-8	11-71	○	—		
快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-12	11-72	○	—		
三者技術調整会	・本工事は、三者技術調整会を開催する工事	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	—	—		
	・本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事			○	—		
施工パッケージ型 積算基準	・農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用	共通仕様書 ③1-1-20	244	—	—		
	歩掛名					使用基準	制定元
	現場発生品及び支給品運搬					令和6年度土木工事標準積算基準書	鹿児島県土木部
危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 部署名： 阿久根市農政林務課農村振興係 緊急連絡先： 0996-73-1143	特記事項	—	○	—		
暴力団不当介入	・暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2	11-69	○	—		
環境改善 (工事編)	・「環境改善実施要領(工事編)」により、工事現場の環境改善に取り組まなければならない。	共通仕様書 1-1-1-45	11-31	○	—		
工程関係	河川区域制約	・令和〇年〇月〇日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	—	—		
	占用物件など	・令和〇年〇月〇日までに、NTT電柱移設が完了予定である。	特記事項	—	—		
	部分引き渡し	・令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。	特記事項	—	—		
	作業不能日数	・本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。	特記事項	—	—		
	他工区との調整	・先行している工事の工期は、令和〇年12月〇日完成を予定しており、着手は、令和〇年1月〇日から着手となる。	特記事項	—	—		

用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和〇年〇〇月までに移転完了予定である。		特記事項	-	-	
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和〇年〇月〇日頃まで着工してはならない。		特記事項	-	-	
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の製作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。 諸条件により難しい場合は、別途協議する。 (1)場 所： (2)期 間： (3)復旧条件：		特記事項	-	-	
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイプロハンマによる打込み、電動式バイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。		特記事項	-	-	
	水替・流入防止対策	・本工事における仮設工については、大型土嚢による水替を10日間(作業時)を計画しているが、これによりが難しい場合は、別途協議する。		特記事項	-	-	
工事関係	I C T活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上		試行要領	-	-	
		・受注者希望型（土工）				-	
		・受注者希望型（作業土工（床掘））				-	
		・受注者希望型（土工（1,000m3未満））				-	
		・受注者希望型（小規模土工）				-	
		・受注者希望型（法面工）				-	
		・受注者希望型（舗装工）				-	
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））				-	
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）				-	
		・受注者希望型（地盤改良工）				-	
		・受注者希望型（河川浚渫工）				-	
		・受注者希望型（構造物工（橋台・橋脚））				-	
		・受注者希望型（構造物工（橋梁上部））				-	
		・受注者希望型（基礎工）				-	
		・受注者希望型（擁壁工）				-	
・受注者希望型（コンクリート堰堤工）		-					
コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。		特記事項	-	-		
	呼び強度	スランプ				空気量	粗骨材最大粒径
	使用工種	水セメント比				セメントの種類	その他
スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について		共通仕様書 11-7-2-10	11-86	-		
シラスコンクリート2次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（B型）、・シラスコンクリート落蓋U型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋U型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式U型側溝及び蓋版（道路用・水路用）		共通仕様書 11-7-2-6	11-85	-		
交通誘導警備員	・現道工事等における交通誘導警備員の資格要件の条件明示		共通仕様書 11-7-1-22	11-77	-		
工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。		特記事項	-	-		
	・〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇t以上の工事車両は通行して		特記事項	-	-		

	はならない。					
	・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。	特記事項	-	-		
仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W= m, 延長L= mで計画している。これにより難い場合は、別途協議するものとする。	特記事項	-	-		
工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」 ・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板	特記事項	-	○		
仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面と おりとし、存置期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。 ・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇工事（令和3年〇月発 注予定）及び〇〇〇工事（令和3年〇月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。	共通仕様書 11-7-1-29	11-81	-		
ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について (対象市町村については鹿児島県ホームページにて最新版を確認のこと。)	共通仕様書 11-7-2-3	11-84	○		
過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について	共通仕様書 11-7-2-2	11-83	○		
遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-73	○		
鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について	共通仕様書 11-7-2-7	11-85	○		
建設副産物	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所： 処分場名： 運搬距離： k m その他：	共通仕様書 11-7-1-26	11-80	-	
	建設リサイクル法		共通仕様書 11-7-1-25	11-78	○	
	①分別解体等の方法	①仮設 仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	○	鹿児島県 における 再生資材 活用工事 実施要領 (土木) の運用
	②土工	②土工 土工工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用				
	③基礎工事	③基礎工事 基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用				
	④本体構造	④本体構造 本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用				
	⑤本体付属物	⑤本体付属物 本体付属物の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用				
※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地			
再生資源の利用	資材名	規格	備考 (使用箇所)	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	-
	再生加熱アスファルト混合物	A S 量 ▲%密粒再生				
	再生切砕砕石(かごしま認定リサイクル製品)	RC-40(30)				
建設発生土の利用	・〇〇に使用する土は〇〇工事の建設発生土を利用するものとする。	共通仕様書	11-80	-		

					11-7-1-26	11-78	—	
建設副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—	
①指定副産物	コンクリート							
	アスファルト							
	木くず							
②一般廃棄物	刈草・選定枝葉							
建設汚泥の再生利用	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—	
①処理概要								
②「建設汚泥処理土の品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	/	
	品質基準	コーン指数						
	生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）						
		特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）						
建設汚泥の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	/	
①施設の名称及び所在地								
②受入時間	〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分							
③その他 仮置き等必要条件								
舗装切断作業時に発生する排水の処理	舗装切断作業時に発生する排水の処理について				共通仕様書 11-7-1-28	11-81	—	
根株、伐採木等の利用	発生工事	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内			共通仕様書 11-7-1-27	11-81	—	
	利用工事	・〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。					—	
その他	関係機関との協議	・本工事における、下記工種については、〇〇〇と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。			共通仕様書 1-1-1-37 11-7-2-5	1-28 11-85	—	
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。			共通仕様書 11-7-2-4	11-85	—	
	路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画				特記事項	—	○
		①お盆						—
②年末年始				○				
漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。				特記事項	—	—	
工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	—	
	現場発生品名		引渡場所				/	
支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。							

		支給品名	規格	数量・単位	支給場所	共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—		
部分使用	<p>・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする</p> <p>z</p> <p>(1) 部分使用範囲：別添図のとおり</p> <p>(2) 目的：</p> <p>(3) 部分使用期間：令和○年○月○日～令和○年○月○日</p>				契約書 第34条	—	—			



トイレ撤去 1式

風倒木処理 A=1,200㎡

令和7年度森林環境譲与税事業脇本海岸周辺保安林景観整備工事
位置図

S=1:50,000

脇本海岸周辺保安林
景観整備

市役所

